

川崎市における民間活用の事業手法が確定した事業一覧表（発注リスト）

令和7年4月現在

本一覧表は、民間活用による事業の基本計画等の内容が決定し、発注に向けた具体的なスケジュールが概ね確定した事業について、公募条件等に対する意見・提案や多くの事業参加者の確保等を期待し、公表するものです。

分類…①ソフト事業、②施設整備・管理運営事業（ハード事業）、③公有財産利活用事業、④その他内部管理事務

NO.	掲載日	所管局	事業名	分類	事業概要	スケジュール（予定）	民間事業者 zu 期待する事項	施設等の住所	備考	連絡先
1	令和4年6月1日	市民文化局	区役所等庁舎整備推進事業	②	支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討と併せ、大師地区複合施設・田島地区複合施設の効果的・効率的な施設整備・運営に向けて事業を進める。	R3:整備手法検討、サウンディング R4:基本計画策定（8月） R6:指定管理者公募開始 R6、7:整備事業者契約締結 指定管理者公募開始 R7、8:指定管理者協定締結 R9、10:供用開始	・設計、建設、維持管理の一括発注による施設の高品質化、コストダウン、民間事業者が有するノウハウによる運営・維持管理を見据えた整備 ・複合化による相乗効果を発揮する効果的・効率的な運営	大師支所：川崎区東門前2－1－1 田島支所：川崎区鋼管通2－3－7	R7.04情報更新	区政推進課 担当：林、佐藤 044-200-2023 25kusei@city.kawasaki.jp
2	令和5年12月4日	経済労働局	中央卸売市場北部市場機能更新	②	施設老朽化への対応及び社会経済環境の変化に対応した機能強化を図るため、市場施設の全体的な機能の更新を行う。加えて、機能更新を契機とした維持管理・運営の効率化や土地の有効活用による卸売市場事業特別会計の健全化・持続化を図る。	R6:事業者の公募 R7:落札者の決定、事業契約、事業着手（環境影響評価、調査・設計等）	・財政負担を削減する効果的・効果的な施設の整備・維持管理等に係る提案 ・市場規模適正化等の結果生じた余剰地(床)を活用した収益事業と付加価値提供の提案など	宮前区水沢1-1-1	R6.10情報更新	中央卸売市場北部市場 担当：熊谷、柿崎 044-975-2225 28hokan@city.kawasaki.jp

3	令和6年4月18日	教育委員会事務局	図書館の管理・運営事業	②	図書館における貸出・閲覧サービスの向上のために、自動車文庫やカウンター業務等の取組を実施している	R1:「今後の市民館・図書館のあり方についての基本的な考え方」を政策決定 R2:「今後の市民館・図書館のあり方」を政策決定 R3:「今後の市民館・図書館のあり方」を基に事業推進 R3:「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を中間とりまとめ R4:「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を策定 R5: 図書館設置条例の改正 R6: 橋分館の指定管理者公募、図書館条例の改正 R7: 麻生図書館・柿生分館の指定管理者公募 R8: 図書館条例の改正 R9: 幸図書館・幸図書館日吉分館の指定管理者公募 時期未定: 宮前図書館の指定管理者公募	・民間ノウハウやマンパワーを活用し、多様なニーズへの対応や未利用者へのアプローチを行い、利用満足度の向上 ※川崎図書館、中原図書館、高津図書館、多摩図書館は、指定管理者制度を導入する施設の対象外とする。	市立図書館所在地	R7.04情報更新	生涯学習推進課 担当: 関 044-200-1806 88syogai@city.kawasaki.jp
4	令和6年4月18日	教育委員会事務局	市民館の管理・運営事業	②	教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催している。	R1:「今後の市民館・図書館のあり方についての基本的な考え方」を政策決定 R2:「今後の市民館・図書館のあり方について」を政策決定 R3:「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を中間とりまとめ R4:「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を策定 R5: 市民館条例の改正 R6: 中原市民館・高津市民館・橋分館の指定管理者公募 市民館条例の改正 R7: 多摩市民館・麻生市民館・岡上分館の指定管理者公募 時期未定: 幸市民館・宮前市民館・幸市民館日吉分館の指定管理者公募	・民間ノウハウやマンパワーを活用し、多様なニーズへの対応や未利用者へのアプローチを行い、利用満足度の向上	市民館所在地	R6.04情報更新	生涯学習推進課 担当: 野崎 044-200-1806 88syogai@city.kawasaki.jp
5	令和6年4月18日	経済労働局 教育委員会事務局	労働会館施設改修整備 教育文化会館再整備事業	②	教育文化会館の市民館機能を労働会館へ移転する。 移転後の管理・運営は指定管理者制度を導入する。	R2:基本計画策定 R3:サウンディング調査実施 R3～4:基本・実施設計 R5: 整備事業者公募 R6～8:工事 R7: 指定管理者公募	・民間ノウハウやマンパワーを活用し、多様なニーズへの対応や未利用者へのアプローチを行い、利用満足度の向上 ・施設を活用した収益事業の実施の可能性の提案 ・管理運営にあたっての財政負担を削減するための提案・助言	労働会館: 川崎区富士見2-5-2 教育文化会館: 川崎区富士見2-1-3	R6.10情報更新	労働雇用部 担当: 箕輪 044-200-2271 28roudou@city.kawasaki.jp 生涯学習推進課 担当: 横田 044-200-1806 88syogai@city.kawasaki.jp